

「畜産経営継続支援事業」Q&A

令和 8 年 5 月 28 日現在

NO.	質問カテゴリ	内容	回答
1	畜産経営継続支援事業について	畜産経営継続支援事業の趣旨は？	近年、畜産経営体の廃業が相次ぎ、東京の畜産業の存続は危機的な状況となっています。このような中、畜産経営承継に要する支援を通じて、都民の暮らしを豊かに育むために不可欠な東京の畜産業の振興を図ることを趣旨としています。
2	事業継承マッチングリストについて	畜産経営継続支援事業の事業実施主体となるには、基本的に事業継承マッチングリストへの登録が条件となっていますが、このマッチングリストはどのようなものですか？	畜産経営の継承を考える経営体と、畜産経営を開始したい新規就農者を掲載したリストです。最終的に、関係機関の協力のもと、経営継承の実現をねらいとしたものです。
3	事業継承マッチングリストについて	このマッチングリストに登録するためには、どのようにすればいいですか？また、公表されるものですか？	マッチングリストは、東京都農業振興事務所が管理していますので、詳細については、東京都農業振興事務所にお問い合わせ下さい。また、このマッチングリストは、非公表となっています。
4	事業実施主体に関すること	新規参入者（第三者継承）は、事業実施主体とされますか？	本事業では、都内居住で継承を検討している畜産経営体とその後継者（後継者の条件あり）を中心に設定していますので、新規参入者は、想定しておりません。
5	事業実施主体に関すること	本事業を活用し、次年度以降に再度事業を活用することはできますか。	予算の範囲内となりますが、繰り返し活用可能です。
6	事業の応募について	事業の応募は、どのようにすればよいですか？	受け付けは、東京都農業振興事務所で行います。本事業の目的に照らし、申請内容をもとに先着順で採択します。募集締切は、令和 8 年 12 月 15 日（火）を予定していますが、多数の応募があった場合は、早めに受付を終了いたします。
7	補助事業の事業内容について	事業内容である(1)土地・建物現況確認に要する経費補助や(2)畜舎等の改修経費補助は、どのような意図で設定されていますか？	いずれも経営継承に向け、最低限の環境整備を図る主旨で設定したものです。詳細については、東京都農業振興事務所にお問い合わせ下さい。
8	補助事業の事業内容について	都内に居住しているが、都外にある畜舎等の改修は補助対象ですか？	都内の畜舎等が対象となっており、都外の場合は対象外となります。
9	補助事業の事業内容について	畜舎等の改修についてですが、小規模な改修に伴い必要な備品購入は可能でしょうか？	改修に伴い必要な備品の購入は可能です。50万円以上の備品は、実績報告の際、財産管理台帳の提出が必要です。
10	手続き	交付申請に際して、相見積もりが必要でしょうか？	100万円を超える場合は、原則、複数からの見積りが必要となります。
11	手続き	補助対象経費にならないものは。	下記の場合は補助対象にはなりません。 (1)支払が翌年度となる場合 (2)支出を確認できる書類のないもの (3)経費の区分ができないもの（他の経費と一括で請求され、明細書等の確認ができない場合等）
8	手続き	交付決定前に発生した経費は補助対象となりますか。	補助対象となりません。 東京都からの交付決定後に発生した経費に限り補助対象とします。
13	手続き	経費の一部をポイント払いした場合は補助対象となりますか。	ポイント払い相当分の金額は補助対象としません。
10	手続き	経費を電子決済やクレジット払いした場合も補助対象となりますか。	原則として、現金払い又は金融機関からの振込払いとします。実績報告では、当該年度の領収書や支払いが確認できる書類が必要です。なお、クレジット払いについては、口座からの引き落としが当該年度内に行われることが必要となります。
15	他事業との併用	他事業との併用は可能ですか。	農林水産省や各自治体が実施する他事業との併用はできません。